

丸福産業 イチオシ情報

令和6年1月号 Vol.156

「飲んだら乗るな自転車も！」とませんか？

「飲んだら乗るな」が大原則ですが、アルコールの影響度には個人差があります。「これ位は・・・」という思いは誰しもありますが、事故等が起きた際には悲惨なことになるリスクがあります。法令に該当する事業所は安全運転管理者によるアルコール検知器でチェック管理する必要がありますが、マクロな視点で社用車の範囲に留めずに通勤時のマイカーや自転車にも啓蒙する事が重要です。「飲んだら乗るな、自転車も！」 出野

飲酒運転・酒気帯び運転を無くしましょう！

ご存じですか「車両等」には自転車も含まれます

アルコール検知器で安全運転管理



乗車定員が11人以上の自動車1台以上

または

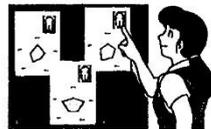


その他の自動車5台以上
※自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台と計算

上記に該当する事業所は安全運転管理者による



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



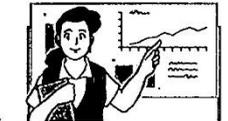
異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

などの業務を行う事が義務づけられています。

アルコールチェッカー
AT-10

酒気帯び運転の基準は呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上で検挙され罰則や行政処分を受けます

安全運転管理者による
アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が
「義務化」されます。

令和5年
12月より

令和4年
4月1日施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和5年
12月1日施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器[※]を用いて行うこと
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



道路交通法第65条には、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」とあります。この「車両等」には自転車も含まれるので、違反すれば「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等」の対象となり、車両提供者や酒類提供者も罰則を受ける可能性があります。

「アルコールチェッカー」のご相談はお気軽に

「知恵の経営報告書2012」実践モデル企業

この情報についてのお問合せは、
お気軽に、本社 (075)661-2171 まで

丸福産業は生産性向上・コストダウン・環境対策をご提案する「KES」取得商社です ■本社 〒601-8026 京都府京都市南区東九条中札辻町38



丸福産業株式会社

URL: <http://www.e-marufuku.co.jp> info@e-marufuku.co.jp

電話: (075) 661-2171(代) Fax: (075) 671-8075
 ■栗東 〒520-8025 滋賀県栗東市中沢3丁目2-4
 電話 (077) 554-8535受注専用Fax (075) 671-8075(京都)
 ■彦根 〒522-0041 滋賀県彦根市大橋町16番地
 電話 (0749) 21-3060受注専用Fax (075) 671-8075(京都)